

在朝鮮国連軍に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成四年二月二十一日

既正敏

参議院議長 長田裕二殿

在朝鮮国連軍に関する再質問主意書

私が先に質問した「在朝鮮国連軍に関する質問」に対する政府答弁書（九二年二月二二日）によると、国連軍司令官、米韓連合軍司令官、米韓連合軍地上構成軍司令官、在韓米軍司令官及び米陸軍第八軍司令官の各々の業務の区別については、日本国政府として承知していないという。かような政府の見解では、在朝鮮国連軍と在韓米軍との区別をもし得ないものと思われ、また他にも不明な点があるので再度質問したい。

一 同答弁書でいう「国際連合の諸決議」に従って朝鮮半島に軍隊を派遣している国ごとの軍隊の派遣規模（陸・海・空・その他の軍別の内訳を含む）及び朝鮮半島における派遣先を明らかにされたい。

二 過去において「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」（以下「国連軍地位協定」

という。)第五条第一項にいう「日本国における施設」として国際連合の軍隊に使用されたものについて、その場所及びその使用期間を明らかにされたい。

三 国連軍地位協定第五条第二項に基づいて現在国際連合の軍隊が使用している「アメリカ合衆国の使用に供せられている施設及び区域」のすべてを明らかにされたい。

四 国連軍地位協定第二十条に基づいて東京に設置されている合同会議の所在地を明らかにされたい。

五 同答弁書でいう「国際連合の諸決議」に従って米国が朝鮮半島に派遣している軍隊といわゆる「在韓米軍」との区別を日本政府はどのようにつけているのか。

六 現在、在韓米軍の段階的撤退が行われているが、この中に国際連合の諸決議に従って派遣されたものが含まれているか否か政府は承知しているか。

七 同答弁書でいう「国際連合の諸決議」に従って朝鮮半島に派遣された軍隊の、派遣及び撤退に

ついて政府はどのように承知しているのか。

右質問する。